

むつ市議会第196回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成20年6月24日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 11番 村川 壽司 議員

(2) 1番 鎌田 ちよ子 議員

(3) 2番 澤藤 一雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田 ちよ子	2番	澤藤 一雄
3番	新谷 泰造	4番	岡崎 健吾
5番	工藤 孝夫	6番	横垣 成年
7番	野呂 泰喜	8番	半田 義秋
9番	浅利 竹二郎	10番	中村 正志
11番	村川 壽司	12番	川端 一義
13番	新谷 功	14番	高田 正俊
16番	白井 二郎	17番	千賀 武由
18番	山本 留義	19番	馬場 重利
20番	佐々木 隆徳	21番	富岡 修一
22番	菊池 広志	23番	山崎 隆一
24番	川端 澄男	25番	斉藤 孝昭
26番	富岡 幸夫	27番	村中 徹也

欠席議員（1人）

15番	目時 睦男
-----	-------

説明のため出席した者

市長	宮下 順一郎	副市長	野戸谷 秀樹
教員	山本文三	教育長	牧野 正藏
公営企業 管理業者	遠藤 雪夫	代監査委員	菊池 十三四夫
選挙管理 委員長	佐々木 鉄郎	農委員 業会長	立花 順一
総務部長	新谷 加水	総務部 秘書監	齋藤 秀人
総務部 事務部長	工藤 正明	企画部長	阿部 昇
企画部 部長	近原 芳栄	民生部長	佐藤 吉男
保健福祉 部長	吉田 市夫	経済部長	櫛引 恒久
建設部長	太田 信輝	選挙管理 委員会 事務局長	大芦 清重
監査委員 長	齋藤 純	教育部長	佐藤 節雄

教委事務 員務	育会局事務 部長	高田文明	公企業局 局長	佐藤純一	
企次 画	部長	千船藤四郎	企財調 画整 部政監	下山益雄	
民副 廢對	生理策 課長	奥島慎一	保福副 健康 社理推 健部事 進長	佐々木秋雄	
建副 土	設理 課長	布施恒夫	農委 事務 局長	吉田薰	
教委事務 副學課	育会局事務 校長	宮木則男	企画 課長	伊藤道郎	
企財 政課	部長	石野了	保福 生活 課長	若松通	
保福 介課	健部 社長	岩崎若男	經島 對門 策官	山崎秀春	
川 舍所	内長	工藤昭治	大 舍所	畑長	佐々木成人
大 副市 課	畑理 生 舎事 活長	山田邦夫	大 畑業 庁振 産課	舎興 長	澤谷松夫
脇 庁舎	野所 沢長	船澤桂逸	總 務課	部長	松尾秀一
總 務課	部長 補佐	村田尚	總 務課	部長	吉田真

事務局職員出席者

事務局長	河野健二	次長	工藤昌志
總括主幹	山崎幸悦	總括主幹	柳田諭子
主幹	濱村勝義	主幹	金澤寿々子
議事係 査	石田隆司	議事係 主	井戸向秀明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず、6月19日、市長に提出をお願いいたしました旧脇野沢村における不適正なごみ処理に係る資料については、本日市長から提出がありましたので、お手元に配布しております。

次に、6月20日、本会議終了後の議会運営委員会において、議員27名から提出がありました国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書及び議員22名から提出がありましたミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書については、6月27日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

発言の取り消し

○議長（村中徹也） この際、斉藤孝昭議員より、6月20日の一般質問での発言の一部を取り消したい旨の申し出がありますので、発言を許可します。25番斉藤孝昭議員。

（25番 斉藤孝昭議員登壇）

○25番（斉藤孝昭） おはようございます。議長には、本日発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

私は、6月20日の一般質問の中で、事実関係も確認しないまま、_____不適切な発言をしてしまいました。議長におかれましては、この部分を取り消しし、会議録から削除していただきますよう取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。申しわけありませんでした。

○議長（村中徹也） これで、斉藤孝昭議員の発言を終わります。

ただいま斉藤孝昭議員から、6月20日の一般質問での発言の一部に不適切な表現があったので、取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。斉藤孝昭議員からの発言の取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、斉藤孝昭議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第1 一般質問を行います。

本日は、村川壽司議員、鎌田ちよ子議員、澤藤一雄議員の一般質問を行います。

村川壽司議員

○議長（村中徹也） まず、村川壽司議員の登壇を求めます。11番村川壽司議員。

（11番 村川壽司議員登壇）

○11番（村川壽司） おはようございます。スポーツを愛し、子供の未来を考える男、村川壽司です。

年々ふえる朝夕のジョギング、ウォーキング、マイペースの運動、運動公園のみならず、あちらこちらで健康を考えた散歩や軽スポーツに取り組んでいるむつ市民の姿が多く見受けられるようになってまいりました。我がむつ市の宮下市長も、大湊方面とか下北方面へと朝早くジョギングしている姿がよく見受けられます。健康日本一のむつ市を目指す源がここから発信されているのではないのでしょうか。

新市長に就任して以来今日まで、新聞紙上にスポーツ、文化面で活躍されたむつ市の数多くの子供たちと一緒に笑顔で写真に写っておられました。むつ市の地域の宝物、子供たちをいかに大切に、いろんな場面で励まし、アピールしているかよくわかります。さらに、その隣に牧野教育長も笑顔で同席されている姿を拝見し、さすがむつ市の教育界を支え、リードしてくれる方だと拝察し、安心いたしております。この夏にもまた子供たちのスポーツ、文化面での活躍が新聞紙上に喜ばしいニュース、うれしい写真として紹介され、このむつ市を明るくしてくれるものと期待しております。

それでは、最初の桜木町の新設道路と地域の景観について質問いたします。通称宇曽利バイパス、または宇曽利区の道路の完成がいつごろになるのか非常に気になっております。最近ようやく大湊中学校の下の桜木町から水源池大橋までが完成したようですが、その先宇曽利方面または運動公園方面への道路の道筋というか、目印が見えません。そして、その両端の道路幅が極端に狭く、特に大湊高校へ出る出口方面は、大型バスでは通れないのではないのでしょうか。そういう中で、水源池大橋の周辺の景観を見ますと、いまいち納得できないものがあります。

その景観について、住民の声をいただいておりますので、紹介させていただきます。1つ目は、

詩をいただきましたので、読ませていただきます。

「橋できて山腹見えぬ釜臥の頭だけ出す無惨な景色」、「橋できて山腹見えぬ釜臥の頭だけ出す無惨な景色」。また、2つ目は、昨年になりますが、毎日水源池公園を散策するのを楽しみにしていた方のお話をいただきました。立ち入り禁止の立て札がある、橋の工事のため騒音が耳ざわりです、おまけに日本最古のアーチ式ダムも山も見えませんが、山をバックに心いやされる自慢の景観はどこに、あのすばらしい景色は回復できるのか、なぜここに橋を、地元の住民として驚きと悔しさでいっぱいですというご意見もいただいております。この道路を設計するに当たって、またこの大橋を設計するに当たって、市民の声を十分聞いたのでしょうか。アンケートでもとったのでしょうか。この点をお聞かせください。

そして、この宇曽利区の道路建設に当たっての当初のいきさつ並びにどこからどこまでの建設予定なのか、また現在までの進行状況を詳しくお知らせください。さらに、予定の工期がおくれている理由などがありましたら、教えてください。

次に、2番目の質問に移ります。荒川町内の一部市道は、ここ二、三年すっかり変わり、すばらしい住宅地に変容しました。道路幅両側の側溝も区画通りに一面きれいに整備されています。このような中で、今回の質問は、その町内の一部に本来側溝、市道、側溝、そして私有地という形で一般的につくられているのですが、それが側溝、市道、側溝、そして私有地の間にむつ市の土地、市有地が入っているわけです。そのむつ市の市有地について、市に簡単な整備をお願いしたところ、その要望がかなわず、そこの住民たちで直してくださいとのことでした。むつ市の土地で、自分たちの土地でもないものを自分たちが費用を出して直さなければならないということはいかなるものでしょうか。そのむつ市の土地に砂利を入れたり、

整備したり、コンクリートにしたりという形で、1軒当たり20万円から50万円くらい出費がかさんだそうです。市のほうで、何とか一部だけでも補助金等の救済を考えていただけないものでしょうか、市当局に一考のほどよろしくお願いします。

なお、荒川町は山田町内会に入っております。以前にも質問いたしました、山田町内会には本通りから横道に入った道路には砂利道路や側溝が片側しか入っていない道路など、まだまだたくさんあります。再度パトロールしてみてください。車が入っていけない道路もあります。

次に、質問事項2番目のむつ市の教育環境の諸問題について質問いたします。むつ市教育委員会では、小中一貫教育のもとで知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒をはぐくむことを目的にむつ市教育プランを策定しました。特に小学校から中学校へ進学する段階で学習内容の難易度が増したり、学級担任制から教科担任制に移行することで、学習への不適応の状況が見られること、また友達同士の人間関係などから、心理的な大きな負担を感じている児童・生徒がふえてきているいわゆる中1ギャップと言われるひずみが大きな問題になっております。そのような状況をできるだけ早く解消、解決することを大きな柱として、小中一貫教育を実施していこうということになったと推察いたしております。

そこで、現在の状況はといいますと、ともに小学校ですが、年3回通信票を渡している学校と、年2回渡している学校の2種類があります。中学校は、いずれの学校も3回です。つまり2学期制の小学校と3学期制の小学校があるわけです。むつ市の全学校を統一して3学期制にすれば、小学校の横の連絡も密になり、小・中学校の縦の連絡も密になり、そして各学校間の連携もうまくとれ、教育活動等が一本化され、各学校間で協力できるもの、また交流できるものなどが生まれてくると

考えております。

さて、学校行事でも特に大きな行事である運動会、学芸会、中学校は体育祭、文化祭、並びにスキー教室が挙げられます。ことしは、小学校の運動会が雨で延期を繰り返し、先生方や保護者、そして子供たちも非常に困ったことでしょう。まだ実施していない学校が数校あるとのこと。思いつに残る行事ですし、幾分縮小してでも、ぜひ実施してあげたいものです。

また、運動会、学芸会の実施を土曜日にしてほしいという保護者の要望が圧倒的な数字を挙げております。地域の事情もありますが、十分考慮してしかるべきかなと感じました。

また、学校スキー教室では、子供たちの成長が早いので、毎年準備するのにお金がかかり過ぎるという苦情があり、レンタルなどで安く提供してもらえれば少しでも助かるかなとも感じました。

次に、平成19年3月末、各学校の児童生徒指導状況報告書が各学校から教育委員会に提出されておりますので、その結果について、大まかなものでよろしいのでお知らせください。また、その中で特に心配な傾向並びに現在の時点で考えている対策などがありましたらお知らせください。話によれば、平成18年より平成19年は数が少なくなったと聞いております。

また、昨年10月1日早朝、大平小学校の給食室の窓ガラスが壊され、一面にガラスが散り、1日700食くらいつくる給食にも被害が及び、給食担当者が非常に苦労したそうです。その中でも児童がいつも楽しみにしている献立料理が食べられず、一番残念がっていたとのこと。その後の食の安心安全のための措置、指導並びに犯人等の情報などはなかったものか、教えてください。

以上のことについて教育委員会の対策並びにお考えをお伺いいたします。これで壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 村川議員のご質問にお答えいたします。

まず、大湊水源池公園と、その上を走る水源池大橋についてのお尋ねであります。国道338号宇曾利バイパスは、スキー場通りから大湊高校の通りまでの水源池大橋を含む延長1.2キロメートルが平成6年に着工し、ことし3月に開通いたしております。当該バイパスは、昭和50年に都市計画決定された柳町桜木町線として、柳町2丁目から桜木町間の11.15キロメートルについて県が国道のバイパス事業で実施しているものであります。したがって、水源池大橋を含む都市計画道路のルート決定には、都市計画審議会の意向が反映されているものと認識しているものであります。

また、県では平成12年に八戸工業大学の教授を委員長に、市議会、関係町内会、文化財審議委員の方々を含む公園大橋景観検討委員会を発足させて、検討の結果、日本を代表する土木遺産である桜井小太郎氏が設計したアーチ式ダムに配慮した水源池大橋ができたことについてご理解を願いたいと存じます。

なお、今回開通いたしました1.2キロメートルにつきましては、大湊地区バイパス全体の一部分であり、大規模バイパスの整備手法上、連絡通路ごとに工区を区切って整備を図っていくという工区ごとの整備効果を考慮したものと認識いたしておりますので、ご理解願います。今年度は、残っております浜町側と補給所側の2つの区間同時に事業採択となったということであり、全線開通に弾みがついたものと喜んでおります。今後とも関係機関に対し要望活動を強力に進め、最後の詰めに努力してまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市有地道路と民家との間にある市有地の

処理についてのお尋ねであります。ご指摘の箇所は、平成17年度から平成23年度までの計画で、現在整備中の荒川地区の道路と思われまます。この事業は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により実施していることから、事業の性格上、交通量によって決められた道路幅員で整備することとなっており、道路用地に余裕がある場合においても、用地幅いっぱいには整備することができないため、整備された道路と民地の間に残地が発生する場合があります。この部分については、現況で復旧することが原則となっており、隣接している方がこの部分を舗装して利用したい場合は自費で行っていただいておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

質問事項の2点目、むつ市の教育環境の諸問題につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 村川議員のむつ市教育環境の諸問題についてのご質問にお答えいたしますが、回答の順序がいささか違いますことをまずご了解いただきたいと、このように思います。

まず、小中一貫教育を推進するための具体的な施策についてのご質問の第1点目は、学校によっては2学期制、3学期制と異なった学期制をとっている現在の状況に今後どのように対応していくのかということについてであります。2学期制にするか、3学期制にするかは、児童・生徒の実態を考慮し、地域や保護者の理解を得ながら、校長の判断で教育委員会に事前に届け出ることにより実施できることとなっております。現在2学期制をしいている学校は、小学校4校となっております。議員お尋ねのとおり、2学期制と3学期制が混在していることは、今後円滑な連携を図るうえで支障が出てくる場面も考えられますので、特に小学校と中学校が同一校舎で学習する併設型一

貫校におきましては、学期制を統一していく必要があろうと思っております。

このような課題を解決するために、現在校長先生、保護者の代表、青森県教育委員会の担当指導主事、むつ市教育委員会担当課長等17名によるむつ市小中一貫教育推進委員会を設置するほか、市内各小・中学校教員24名で構成する推進員連絡会議を並行して開催し、小・中連携が円滑に移行できるように協議してまいりたいと思っております。

小中一貫教育は、平成23年度から市内一斉に開始する予定であります。それまではどの地区も連携型で進めていくこととしております。今後川内地区、脇野沢地区、関根地区の3地区が推進のパイロット的、先導的な役割を果たすこととなりますが、既に今年度から遠足などの行事を小・中学校合同で行いたいと準備を進めているところも出てきております。今のところ、学期が異なることよっての支障は特になくとも考えております。

次に、ご質問の2点目は、英語活動はもとより、各教科における小・中学校の連携をどのように図っていくかについてであります。議員ご承知のとおり、ことし3月の学習指導要領の改訂により、小学校5年生と6年生において、外国語活動が義務化されたことに加え、各教科におきましても授業時数が増加するなど、大幅な改定がなされたところであります。むつ市小中一貫教育の実施に当たりましては、この新学習指導要領の趣旨を踏まえ、確かな学力の向上に向け、英語にとどまらず、すべての教科における連携を視野に入れていくところであり、9年間を見通したカリキュラムにより、系統的、継続的な学習指導を可能にすることで、児童・生徒の多様な資質や能力を最大限に伸ばしたいと考えているところであります。

次に、児童・生徒の最近の日常生活の様子並びにそれを取り巻く教育環境の諸問題と今後の取り

組みについてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、児童・生徒の問題行動の状況についてであります。昨年度、喫煙や深夜徘徊などを含め問題行動で指導された児童・生徒は、延べ人数にしまして333名であります。同じ生徒が何度も繰り返している状況にあり、実質の指導人数は171人です。

最近の問題行動の傾向としましては、ただいま申し上げましたが、特定の子供が何度も繰り返すことが大きな特徴であります。そのほか万引きや飲酒、喫煙が低年齢化し、増加傾向にあること、携帯電話のサイトによる加害、被害が出てきていることが挙げられます。しかし、おかげさまをもちまして、地域の皆様、関係機関のご協力により、大きな事件、事故は発生していない状況でございます。これは、ひとえに学校、PTAはもとより、地域の子供は地域で守り育てる、大人が変われば子供は変わるという意識、考え方が徐々に浸透してきているからではないかと思っております。

次に、ご質問の2点目、毎年学校ではスキー教室を行っているが、スキーは年に数回しか使わないにもかかわらず、スキーの買いかえなど経済的負担が大きいので、レンタルなどの配慮はできないものかとお尋ねについてであります。冬期間の健康増進、体力向上のために、地域や学校の実態に応じてスキー教室等の活動を積極的に取り入れるよう学習指導要領の中で奨励しているところでありますが、経済的な負担が大きいのは議員ご指摘のとおりであります。学校によりましては、保護者の経済的負担を少しでも軽減するため、PTAや母親委員会を中心となって、履けなくなったスキーやウェアなどの寄附をお願いし、リサイクルして使用しているところも出てきております。このことは、単に保護者の経済的負担を軽減することにとどまらず、もったいない精神、省工

ネという環境教育の視点からも大切なことであり、この運動が自然な形で展開されるよう、いろいろな機会をとらえて呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、保護者の方々から運動会等の学校行事の開催日を再考できないか、保護者との話し合いを持ってはどうかのお尋ねであります。これまで下北地区の学校では、学校行事は日曜日に行うことを恒例としてきたところでありますが、その理由は、土曜日が勤務日となっている割合が高いということで、保護者や地域の要望により、これまで日曜日に行ってきたものであります。しかし、最近では運動会などの行事を土曜日に設定し、土曜日が雨天の場合の予備日として日曜日に行うケースも出てきております。実施日の決定につきましては、最終的には校長の判断となりますが、場合によっては保護者の要望も考慮し、参加者にとって楽しみな行事にしていきたいと思いますものだと考えているところであります。

次のご質問の大平小学校の給食室の窓ガラスが破損された際給食が粗末であった、その後被害はないか、給食は改善されているかのお尋ねについてであります。この事案は、昨年10月1日、給食室の窓ガラス2枚が割られたことにより、予定された給食メニューが実施できなくなり、急遽変更したことに対するお尋ね、意見であると思っております。投石によるガラスの破片が給食室一面、さらには調理台や調理器具等にも飛び散ったことにより、後片づけに時間がかかったこと、さらには警察の現場検証もあったことから準備が間に合わず、やむを得ず、パン、スライスチーズ、ヨーグルトと牛乳に変更したものであります。このことにつきましては、子供たちにも事情を説明し、当日のうちに各家庭に緊急の周知文を配布し、保護者の理解と協力を得たと校長から伺っているところであります。その後は被害もなく、通常の

メニューに戻っておりますので、一時的なものとしてとらえていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（村川壽司） では、二、三再質問させていただきます。

まず、この写真は、どなたも見たかと思えます。こちらは先日公営企業局のほうから配布された平成17年の写真です。それから、こちらが市政だよりの5月12日号。山がきちっと見えます。主に見えるのが橋です。できたものですから、これ以上どうのこうのせよということではできませんけれども、これはこれで終わりかなと、そう思います。

ただ、道路については、結局スキー場のところから上って、今の自衛隊の宿舎のところまで消雪されておったのが、スキー場に上るところまで消雪という改善はされております。ただ、一般の方が、例えば脇野沢、川内方面に行かれる方が、わざわざスキー場の上って、大湊中学校の下を通って、また細くなる大湊高校の通りの道路に出て下においてという遠回りしていくかどうかということを考えれば、本当にその道路が生かされるように早く解決してほしいなど、そう思っております。そういう点で、今の段階で柳町から桜木町までという一応計画があるにせよ、下北半島縦貫道路と同じで、土地などはもう手に入っているのかどうか、まずそこを1点お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） お尋ねにはなかったのですが、水源池公園、つまりあの水源池大橋ができて景観が損なわれたのではないかというふうなご意見でございました。その部分につきましては、答弁もいたしましたように、さまざまな関係の方々のご意見を伺い、景観検討委員会が発足されまして、検討の結果ということであの橋ができたわけでございます。それならば今後あの橋を全

体の景観を損ねないようにする必要もやはりあるだろうということで、道路からの排水、その部分には、例えば砂袋に芝生を張るような形で緑になるような配慮をこれからもしていかなければいけないと。そして、あの水源池公園の緑は守っていかねばいけませんし、そして水源池公園の上の県で整備いたしました砂防ダムの中の公園もよくPRしていかなければいけないと、こういう思いをいたしております。

また、来年ちょうどアーチ式ダムが建設100年になるということで、この水源池公園、そしてアーチ式ダムを国の重要文化財指定にという動きを今しているところであります、その景観をしっかり守り、そしてあくまでもそれは、そのアーチ式ダムを中心とした形の中で国の重要文化財の指定に向けて今検討に入っているところでありますので、おいおいその結果、また当然整備もしなければいけないところもありますので、それらも含めまして、水源池大橋と水源池公園、一体的な形の中で景観をつくっていかねばいけないというふうに認識をしております。

また、下北観光協議会のほうのお力もいただきまして、ちょうど桜の咲くころには、橋の下からアーチ式ダムをライトアップするとか、そういう気配りなんかもいただいているということで、今後水源池大橋、そして水源池公園、アーチ式ダムという形の中で、景観をしっかり守っていくというふうなところでございます。

次に、バイパスの件ですけれども、やはりこれは全体のバイパスをつくるためには、工区ごとに工事をしていかなければいけない部分がありますので、今はご不便をおかけしております。村川議員ご指摘のとおり、スキー場から上がって行って、川内、脇野沢方面に行く方々が、ちょっと狭いあの通りを上がって行って、そして水源池大橋を通過して大湊中学校の下を通過してむつりハビリテーシ

ョン病院のところを下がっていくと、そういうふうなコースをとるのかというお話でございますけれども、これは一時的なものであって、今後今年度は残っている浜町と補給所の2つの工区、同時に事業採択をいただいたところであります。全線開通に向かって、議会のほうでも要望活動をしていただいておりますので、こちらのほうとしても力を合わせて積極的に要望活動を強力に進めていきたいと、こういうふうに思いますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

残りにつきましては、担当部長より答弁をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 村川議員の国道338号大湊バイパスの中での残り部分の用地取得をしているのかというご質問にお答えいたします。

バイパスの残り3.4キロにつきましては、今年度全線が採択というふうになりまして、今年度から測量設計、地質調査という形に入ります。測量が終わらないと用地買収もできないということで、これから始まるということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（村川壽司） 小中一貫教育のほうで質問させていただきます。

5、6年の生徒に早いところは前倒しで来年から英語科を週1時間やらせたいという校長先生もありません。そういう点で、力をつけさせるために大変よろしいことだと思います。それを担当する英語科の先生が配置になれば、または英語教育の助手をやっているALTさんの数がまだ多ければ前倒しして週1時間ずつやっていけるのです。平成23年のプランになっておりますけれども、できれば平成23年と言わず、やれるところからどんどんやって、そして小・中交流、教科によって行ったり来たりと、そういう形で早く取り組んで、

そして力をつけさせてあげたほうがいいのではないかと、そう思います。そのためにも、教師をもう少しふやすとか、定員をふやすとか、そしてできるだけ多忙化から解消してやるというような形がとれないものか、その辺もちょっとお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 村川議員から大変ご丁寧なと申しましょうか、教員、教員をした者にとりましては、本当にありがたい応援のお言葉に感謝を申し上げます。

今お話しのとおり、我々が小学校のときには英語教育なんか経験していないわけですが、新しい学習指導要領の中では、平成23年度から正式にということでございます。その前に前倒しということで、我々は専門用語で言いますと移行措置と、こういう言葉で使っておりますが、来年平成21年度から5年生と6年生においては、週に1回はやりなさいというふうな指示を受けているわけでございます。当然その準備をとということになるわけですが、私どもむつ市教育委員会では、こういうことが必ず来るであろうということは、もう既に四、五年前から予想しております、小学校の先生方を対象にしました国際理解教育講座という先生方の講習会を教育研修センターにおきまして長年講座を持ってきたわけでございます。

現在もALTを中心としながら、ALTは小学校に2人、中学校に2人ということで、おかげさまで4人配置させていただいているわけですが、昨年までは32校あったわけですが、統合したことによりまして、ことしは24校になりましたので、そのすべての生徒に与える、昨年までは4.5時間でしたが、ことしからは7.5時間ぐらいのALTの配置が可能になったということでございますので、昨年から見ま

すと、さらに密度の濃い授業を既に展開しているというふうなことでございます。

そういうことで、さらに先生の増員をというふうな大変ありがたいお言葉でございますが、教員を増員するということは、これは国の施策の一つでもございますので、私どもの段階では本当は欲しいわけでございますけれども、増員するということとはなかなか言いがたいことだろうと、このように思っております。

小学校の先生というのは、英語の免許を持っていない方がやるわけでございますので、大変な努力が必要になるわけでございます。そういうことで、先生方がしやすいような条件をつくっていくということで努力してまいりたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（村川壽司） どうもありがとうございます。

最後に、今すぐということではありませんが、むつ市民に夢を与えてください。八戸市では、県立の国内スケート場を建設しようとしています。副市長をプロジェクトチームのキャップとして走り出しています。むつ市も何とか県から出資していただき、むつ市民の念願の総合体育館を建設できるよう、今から八戸市同様にむつ市の野戸谷副市長をプロジェクトチームのキャップとして建設に向けての推進運動を起こしていこうではありませんか。この点について、市長の気持ちを聞かせてください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 村川議員からの総合体育館というご提言がございました。これは、教育委員会に属する部分であろうかと思っておりますけれども、これは平成7年、私が議員になって以来さまざま議会の中で、また市民の多くの方々からの総合体育館を求める声を十分私は認識しておりますの

で、今後の大きな一つの課題であろうかなというふうな認識を持っているということだけにとどめさせていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、村川壽司議員の質問を終わります。

午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） おはようございます。1番、公明党の鎌田ちよ子です。むつ市議会第196回定例会に当たり一般質問をいたします。

近年私たちを取り巻く環境は、経済の規制緩和進展やグローバル化、高度情報化社会の進展、急速な少子高齢化、地球環境問題の深刻化などで大きく変化しています。今月7日、8日の2日間にわたり青森市を会場に開催された5カ国G8エネルギー相会合では、原油価格高騰に対する深刻な懸念を共有すると、かつてない危機感を表明した共同声明「青森宣言」を採択して終了しています。

さて、宮下市長におかれましては、昨年7月、市民の期待、負託を担って当選、財政事情が厳しい中、市民生活の向上と市民福祉の充実、そして安心安全なまちづくりにと先頭に立ち、政策実現にいろいろ新しい取り組みを実行してこられました。

先日使用済燃料中間貯蔵施設を対象とした法定外税使用済み核燃料税（仮称）の税率などについて

検討する新税創設事業推進プロジェクトチームを立ち上げられました。国による三位一体の改革の厳しさ、難しさの中ではありますが、さらなる知恵と行動をもって、市民の幸せのために頑張ってくださいようお願い申し上げ、通告に従い質問いたします。

質問の1は、本市における高齢者福祉サービスについてお伺いいたします。高齢者の方々が住みなれた家庭や地域で安心して生活ができるようにと2000年に介護保険がスタートいたしました。しかし、高齢者の方々の生活にはさまざまな問題が山積している状況でございます。そこで、高齢者の生活と命を守るための高齢者福祉サービスについて質問させていただきます。

隣の町内のおばあさんが散歩に出たまま行方不明になり、数日が経過、亡くなって見つかるという大変に痛ましく、また悲しい出来事がありました。高齢者の生活と命を守るためには、地域や民生委員、行政など、高齢者を取り巻く人々の連携や協力体制をさらに充実していくべきであり、総合的な高齢者対策が必要であると痛感しております。そして、さらなる綿密なネットワークシステムの構築が必要であると強く感ずるところであります。現状と課題についてご所見をお伺いいたします。

（2）緊急通報体制等整備事業について質問いたします。介護保険事業以外の一般事業の福祉サービス、緊急通報体制等整備事業についてお伺いいたします。緊急通報装置の貸与であります。日常生活での精神的な不安を解消し、急病などの緊急時に迅速かつ適切な対応を行うため、65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯及び身体上の障害があるため日常生活を営む上で支障がある方が対象で、調査の結果必要と認められた方だけの貸与となっております。自治体、それぞれいろいろなシステムがあるようでございます。本

市の緊急通報体制等整備事業のシステム並びに65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、身体上の障害がある方、それぞれ利用状況についてお伺いいたします。

(3) 高齢者の生活の足確保となるデマンド式乗合タクシーについてお伺いいたします。デマンドとは、予約制ということです。前日ないしは事前に予約すると玄関まで迎えに来て、目的地へ乗り合い方式で次々に人を乗せながら行くもので、タクシーでもなければ定時運行の路線バスでもない第3の交通体系です。高齢者が一番困っていること、病院や商店に出かけたいが、バスは便数が少なく、雨や雪が降るとバス停まで行き、待っている時間など、ついおっくうになり、家に閉じこもってしまいます。自宅から目的地までドア・ツー・ドアで送迎するデマンド式乗合タクシーについてご所見をお伺いいたします。

質問の2といたしまして、高齢者健康対策、肺炎球菌ワクチン公費助成についてお伺いいたします。かつて死亡原因の第1位であった肺炎は、戦後抗生物質の登場で、死亡者数は急激に低下しましたが、1980年以降、再び増加傾向にあり、特に高齢者の肺炎が急増しているのが特徴で、高齢者は肺炎を起こしやすく、また起こすと重症化しやすいため、がんや心疾患、脳血管疾患に次いで高齢者の死因の上位を占めています。高齢者で肺炎にかかった人の半数近くは、その原因が肺炎球菌であり、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されています。しかし、残念ながら余り周知されていないのと、ワクチン接種は保険適用にならないため、費用は6,000円から9,000円程度かかり、自己負担がネックとなっています。

平成13年に国内で初めて肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を始めた北海道せたな町では、疾患予防対策を進めた結果、国保の1人当たりの医療費において、平成3年は道内1位だったのが、平

成16年には182位と改善し、医療費削減になりました。以後、ほかの市町村でも肺炎球菌ワクチン接種への公費助成が進み、平成20年2月現在、道内66市町村が公費助成を行っています。そして、この接種ができるのは、生涯1回で、効果は5年以上10年ぐらいの長い間持続すると言われております。高齢者の健康を守り、医療費削減につながる肺炎球菌ワクチンの公費助成についてご所見をお伺いいたします。

質問の3は、高齢者の方々への支援についてお伺いいたします。高齢者の障害者控除の対象者認定についてであります。これは身体障害者手帳を持っていなくても介護保険で要介護の認定を受けた高齢者が一定の要件で障害者控除の対象者として認定されるという制度です。認定書を交付されますと、普通障害要介護2、3で住民税26万円、所得税が27万円、特別障害、おおむね要介護4と5、住民税30万円、所得税40万円の控除が受けられます。控除を受けようとする年の12月31日時点で、以下の要件を満たしている方となっています。

- 1、身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の方であること。
- 2、要介護認定者であること。
- 3、要介護認定の調査書において、障害高齢者及び認知症高齢者の日常生活自立度判定基準ランクに一定の記載がある方となっています。本市の対象者申請における現況についてお伺いいたします。

質問の4は、危機管理体制の充実についてお伺いいたします。人々の生活は多様化し、安全安心に暮らせるまちのあり方は、その地域で暮らす市民一人一人の意識と価値観により大きく左右されます。むつ市民6万5,230人を守るとは、危機管理としての災害や事故から市民の生活や財産を守ることではありますが、もう一方で人権が尊重され、安心して生活できるように平常時から多様なリスクに備えることが求められています。地域住民が

安心して暮らせるまちにと願い、休日における本庁舎、分庁舎の宿直体制についてお伺いいたします。

以上、4項目について質問いたします。市長並びに理事者におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、高齢者福祉サービスの現状と今後の課題についてお答えいたします。

まず、不幸にして亡くなられた方に対しましては、大変気の毒なことであり、心からお悔やみを申し上げる次第でございます。

ご質問の中には、大きく2つの問題が提起されているものと思われます。1つは、高齢者を守るための連携や相談窓口及び協力体制はあるのかということと、もう一つはネットワークシステムの構築を充実させ、問題を抱えた高齢者に対して、市全体で支えてあげられないかということかと思えます。高齢者を守る連携、協力体制の問題については、平成18年度にむつ市地域包括支援センターを設立し、その後平成19年度にはさくらぎ、みちのくの2つの地域包括支援センターに委託しております。これらは、高齢者の総合的な相談を受ける拠点として位置づけられているものであります。さらには、このセンターの協力機関として、6カ所の在宅介護支援センターをランチと呼ぶ窓口として設置しております。ランチからは、ただちに地域包括支援センターに情報が伝達され、その後の対応を協議するシステムとなっております。

もう一つの問題を抱えた方を市全体で支えられないかということにつきましては、委託先の地域

包括支援センター2カ所において、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや公立病院の看護師、保健所職員等により地域ケア会議の運営を行っております。通常は、1カ月に1度の割合で定期的な会議を行っていますが、難解なケースや緊急なケースが発生した場合には、その都度会議を招集して対応することとなっております。

本年度は、また権利擁護虐待ネットワーク委員会を立ち上げます。医師、民生委員、弁護士、法務局職員、警察署員、人権擁護委員、社会福祉法人職員等15名で構成され、高齢者の虐待等について技術的な助言等をいただく機関となっております。このように、さまざまな団体、組織が存在しており、地域包括支援センターはそれらを有効的に連携づける役割を担っているものだと考えております。

以上、市の現状をご説明いたしました。今後とも各組織、団体等には機会あるごとに市の事業を説明し、その連携強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、緊急通報体制等整備事業についてお答えいたします。この事業は、ひとり暮らし高齢者や重度の障害者等に対して、緊急通報装置を貸与し、加入者がペンダント型のボタンを押せば、契約している警備保障会社に通報が入り、警備保障会社の職員が加入者の自宅に駆けつけるというシステムであります。平成20年6月3日現在の利用状況は、独居高齢者の利用が115人、高齢者のみの世帯が1人、その他障害を抱えた方が5人の計121人の利用となっております。そのほか安心電話につきましては、川内地区6人、大畑地区16人、脇野沢地区6人の計28人で、こちらは独居高齢者のみの利用となっております。

次に、デマンド式乗合タクシーについてですが、市では外出支援事業として、会員に加入することにより、予約した高齢者等に輸送のサー

ビスを提供しております。そのスタイルからいえば、外出支援事業はデマンド方式そのものと言ってよいかと思えます。ただし、その対象者は公共の交通機関の利用が困難な高齢者及び障害者となっております。このことからわかりますように、高齢者に対する市の支援については、弱者に対するものが基本となっております。

むつ市内には、介護タクシー事業者があります。したがって、市といたしましては、これらタクシー事業者の経営を圧迫するような事業は差し控えているところであり、現状の外出支援は弱者に限定しているところから、タクシー事業者のご理解が得られているものと考えております。

また、利用する方については、高齢者、障害者の中でも程度が重い方を優先しておりますが、車両等に余裕がある場合には、公共の交通機関の利用が困難な軽度者の方の利用についても対応しているところでもあります。鎌田議員のご提案は、高齢者に対する乗り物の利便性を提供するものであります。利用範囲を健康な高齢者まで広げることは、タクシー事業者の経営を圧迫することにつながります。1台のタクシーを複数の方で利用すれば、1人当たりの運賃が安く済むことは利用者にとって便利であり、全国的には商工会議所とタクシー事業者が協力し合ってデマンド方式を導入し、成功している例もあるようです。事業者の企業努力により、デマンド方式を検討してみることも必要かと思えますし、その方向こそが企業の活性化につながるものと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

鎌田議員のご質問の2点目、高齢者健康対策についてお答えいたします。肺炎球菌ワクチンの予防接種に対する公費助成のご質問ですが、市では老人保健事業として疾病の予防、早期発見、早期治療のための基本健康診査や各種がん検診、インフルエンザ予防接種のほか、健康教室や介護予防

教室、健康づくり講演会などを実施して、高齢者の健康対策に努めているところでございます。

むつ市の平成18年中の死亡者数は646人となっており、このうち肺炎による死亡者数は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患に次いで第4位で69人、全体に占める割合は10.7%となっております。

また、平成12年から平成16年までの肺炎による死亡者数は390人となっており、このうち70歳以上の方が360人で、全体の92.3%を占めております。このように、肺炎は高齢者の方が罹患しやすい病気で、その主たる原因菌が肺炎球菌と言われております。

厚生労働省の予防接種に関する検討会での中間報告書によりますと、肺炎球菌は、肺炎の原因菌の23から37%を占め、疾患を有する高齢者などが感染した場合は、重篤化しやすい感染症であることが指摘されております。そのうえで、肺炎球菌ワクチンの予防接種法の位置づけについての検討は我が国において有効性、安全性、費用対効果等の研究を進め、さらに知見を収集することが前提となると報告されております。

肺炎の予防の方法としては、うがいや手洗いの励行などが有効とされておりますが、現在予防の対策は肺炎球菌ワクチンの接種が世界的に主流のようでありまして、米国では65歳以上の接種率は平成15年の時点で64%と推計されております。しかし、我が国においては健康保険の適用がされないため、全額自己負担であることや、ワクチンそのものの認知度が低いために、接種率は4%未満と聞き及んでおります。このワクチンは、接種後5年間は抗体価が保持されることから、5年間は有効と考えられておりますが、日本では2度目の接種は認められておりません。

こうした中においても、肺炎による医療費よりも予防接種費用が経費的には安価であるという判断から、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種につい

て、接種費用の助成を実施する自治体がふえているようであります。

青森県内では、平成19年度から外ヶ浜町が実施しており、対象は70歳以上の住民登録者で、7,000円の接種費用に対し、町が1,500円を助成しております。対象者2,122人のうち、予防接種をした方は83人で、接種率は3.9%となっております。市としては、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活できるように、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供できる体制を構築することが必要であろうと考えております。

今年度から、疾病の予防に主眼を置いた特定健康診査、特定保健指導が始まりました。これからの医療では、疾病予防が重要性を増し、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンに代表される高齢者への予防接種の重要性は今後増大するものと考えております。このことから、肺炎球菌ワクチン接種の公費負担につきましては、国の予防接種に関する動向等を見守りながら、そしてむつ下北医師会の医師の方々のご意見をいただきながら、医療費縮減効果も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第3点目、高齢者の障害者控除対象者認定についてお答えいたします。高齢者の障害者控除の認定書については、介護保険の要介護度2相当以上、あるいはそれに準ずる状態と認定された場合、次の要件に該当する場合に発行されるものです。まず、65歳以上の方であること、本人か、あるいは扶養者の方に所得がある方、そして障害者手帳などが交付されていない方であり、申請には介護保険被保険者証が必要となります。

市の申請状況を申しますと、平成16年度は9件、平成17年度は11件、平成18年度は32件、平成19年

度35件と徐々に増加しております。障害者控除の対象者認定については、市政だより等の広報を利用してありますが、今後は介護認定通知書の送付時に障害者控除の対象になる旨のお知らせを同封することといたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第4点目、危機管理体制の充実についてのご質問にお答えいたします。議員ご質問の当市の休日における日勤体制を申し上げますと、本庁舎においては平成3年1月からむつ市シルバー人材センターへ業務を委託し、日直員を2名配置しております。また、分庁舎の日勤体制は、大畑庁舎については本庁舎同様にむつ市シルバー人材センターへ業務を委託して1名を配置し、川内庁舎及び脇野沢庁舎については、臨時職員を各1名配置し執務させているところであります。本庁、分庁舎いずれにおきましても、各種届け出を受理するとともに、災害発生等に備えて緊急時連絡体制を定め、迅速かつ確かな対応に努めているところであります。

時間外における緊急事態の対応のうち、人命に係る行方不明の放送や、地震、あるいはクマの出没等の注意、呼びかけ等につきましては、むつ消防署から随時実施する体制をとっておりますし、その他の災害、事故時の速やかな情報伝達につきましても、庁内各課の緊急連絡系統図を備え、適宜担当者へ連絡をとっていただき対応しているところであります。さまざまな部分で、その緊急連絡系統図、勤務者に改めて指示をし、そしてこの機に確実な非常時の連絡体制を充実させ、危機管理に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 4項目にわたり、丁寧なご答弁をいただきありがとうございます。何点か再質問、意見、要望等を申し上げますので、よろし

くお願いいたします。

質問の1、(2)の緊急通報体制等整備事業について再質問いたします。現在緊急通報装置貸与は、先ほど市長ご答弁のとおり、65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯で日常生活を営むのに支障のある方、もしくは第1種身体障害者の方が対象であります。ですが、事故が起こってしまったからでは遅過ぎます。高齢者の生死にかかわる緊急事態には、24時間、365日いつでも対応できるシステムづくりが必要であると認識しております。家族の方が仕事のため不在になる昼間のみの独居世帯も多くなってまいりました。また、障害者世帯もございます。希望される65歳以上の高齢者及び障害者の方を対象とするような段階的な拡大について再度お伺いいたします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 鎌田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、基本的に私は、この緊急通報システム、非常にツールとしては大切なものであると、そしてまたさまざまな弱者の立場の中では、これはしっかりと継続をしていかなければいけない事業であるし、そしてPRも努めていかなければいけないという認識はあります。その前に、やはり私たち市民約6万5,000人、各町内会、そして地域、そしてまた民生委員、そして社会福祉協議会、老人クラブ等々もございます。そういうふうな形の中で、地域のきずなづくり、これをまず第1点目に考えていきたいと。そして、そのきずなづくりの中でカバーできない部分、こういうふうなものもあろうと思います。その意味からして、緊急通報装置、この状況を今お伝えいたしたところでありまして、平成19年度の利用状況は121人、その経費につきましては約540万円、月額1人当たりの経費は3,900円程度と、こうなっております。

このことから、市では増加する利用に対応するため、携帯電話の導入、これを検討しておりますが、ただし非常に複雑な操作、そういうふうなものも今の携帯電話にはあります。その携帯電話の利用、これをした場合、高齢者割引等を利用すると月額750円の基本料金で済み、機器も購入しやすい単価となっていると。しかし、その携帯電話もさまざまな機能が必要なのかどうか、それらもやはり情報を収集していかなければいけないと、こういうふうに思っております。

現在のシステムでは、一端利用者の自宅に、その通報があった際に警備保障会社の職員が出向いた後に救急車等の手配が行われております。したがって、日中ひとり暮らしで携帯電話操作ができるのであれば、家族間で打ち合わせをして、救急車の手配等を行っていただいたほうが、市のシステムよりも早い対応ができるものであると、こういうふうに認識をしております。このことから、この携帯電話の導入が可能となった場合には、利用者負担の導入とあわせて適用範囲の拡大も検討していきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。まず、基本はきずなづくりであるというふうな、その基本的な考え方の中で、これらの事業に取り組んでいく必要があると認識をいたしております。

以上です。

○議長(村中徹也) 1番。

○1番(鎌田ちよ子) きずなづくり、私も同じ思いではありますが、各町内ともいろいろな事情があって、民生委員、また保健協力員になり手がなくなっているのも現状であると認識しております。皆様に見守っていただいている町内づくりでありますので、行政のお力もおかりしたく、次の質問に移ります。

(3)のデマンド式乗合タクシーについて再度お伺いいたします。車を持たない方々、交通弱者

のための生活バスの運行につきましては、各地域から要望されている現状と認識しております。現在各地で公共バス運行の経費とは裏腹に、少ない便数や停留所までの移動など、さまざまな制約があるために、住民の利用希望に必ずしもこたえ切れずにいる現状ではないでしょうか。

ところで、北海道伊達市では、先ほど市長お話しになりましたように、定年退職者に移住してもらい、高齢者が住んでみたいまちづくりを進め、昨年11月からタクシー会社2社と商工会議所など民間主導で高齢者を対象とした会員予約制の乗合タクシーライフモビリティサービスがスタートし、高齢者の方々の身近な足として定着、1人当たりの料金は乗車区域と降車区域による定額制で500円から2,500円まで5段階に分かれておりまして、一部に市の補助があり、通常1人でタクシーを利用するより割安な料金に設定されています。60歳以上の会員の予約を受けたタクシーが自宅から目的地までドア・ツー・ドアで送迎、専用車両ではなく、一般のタクシー車両がそのまま使われています。

実は、私は町内に住んでいる方の東京在住の息子さんからお父さんの葬儀に来られた際に相談を受けました。長男、次男ともに東京在住であり、母親1人になるため、一番心配なことが出かける際の足のこと、タクシーを使ってほしいと多目に小遣いを送っているが、辛抱して使わない。交通事故や身体状況からくる目まいなどでの事故による入院が一番心配だとのことでした。あるタクシー会社にも一度ご意見を伺っておりますが、組合組織など難しいとのことをお返事をいただいております。

その方のお話では、もしできましたら、市内の病院や買い物に出かけるときに利用可能な1カ月1万円定額での乗り放題などのシステムを立ち上げてもらえないかのご相談でありました。先ほ

どのようなお返事をタクシー会社の方からいただいております。

ところで、現在旧むつ市内は田名部地区は下北交通、大湊地区はJRバスと公共交通体系が変則的となっており、交通弱者の皆様は大変ご苦労されています。今月19日の朝刊に、青森県立中央病院の片岡英樹医師の調査、糖尿病の合併症である糖尿病網膜症で県立中央病院を受診した患者のうち、下北地域からの患者は地元で全く治療を受けずに病状が悪化してから同病院眼科を受診する割合が高い、下北地域はもっと眼科受診を啓発する必要がある、糖尿病網膜症は、治療時期で大きく治療効果が違ってくる。患者さんは定期的に検査を受けてほしいと語っています。

むつ総合病院は、眼科の支援医師がなく、休診となり、個人医院受診を余儀なくされ、受診のために足となる交通機関の問題、経済的負担が生活を圧迫しています。例えば緑ヶ丘にある眼科医に受診する場合がありますが、JRバスの路線はなく、唯一下北交通の松山団地循環線、むつバスターミナルから午前11時過ぎと午後5時過ぎの2便のみであり、診察料金より足代のほうが多くかかると皆さんが嘆いています。行政は、かかりつけ医をと勧め、足代の負担が高齢者を直撃しています。

お隣の三沢市であります。現在市立三沢病院の郊外移転に当たり、新公共交通網検討へ動き始めました。超高齢化社会に即対応でき、財政的負担が少ないと思われずデマンド式乗合タクシーを本市の新しい第3の交通体系にと再度市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のデマンド式乗合タクシーにつきましてはの再質問にお答えをいたします。

先般民間のバス会社の方とお会いした際に、非

常にバスの利用者数が減って、現在の路線等についても走るたびごとに赤字が膨れ上がっているというふうなお話がありました。その部分で、非常にこのバスの利用、私たちもこういう燃料高騰の時代、そういう意味では公共交通としてのバスの利用、そしてバスにもっともっと目を向けていかなければいけないだろうと。先ほど鎌田議員がお話しの路線は、1日当たり平均1.5人でしてでしょうか。あの路線が非常に悲鳴を上げるような路線であるというふうなお話も伺いました。その意味からして、公共的交通機関でありますバスの利用をもう少し市民の皆様方にまたお願いをしていかなければ、働きかけをしていかなければいけないのではないかなと、こういう思いをいたしているところであります。

地域公共交通としては、平成18年10月の改正道路運送法の施行によりまして、デマンド式乗合タクシーや路線の不定期運行など、全国各地でさまざまな形態の交通手段が検討され、より住民のニーズに合った運行がされつつあります。デマンド式乗合タクシー、鎌田議員ご提案でございますけれども、福島県南相馬市、旧小高町が、「おだか e まちタクシー」として平成14年に試験運行を実施したのが最初と伺っておりますが、これにつきましても、運行するに当たって予約配車を行うセンターが必要であったり、場合によってはシステムの導入が必要となるなど、ハード的な整備が必要となるものであり、また高齢者にとりましては、予約手続のその煩わしさ等に対する抵抗が大きいということでのソフト面での課題も出てきているようでございます。

また、鎌田議員お話がございました三沢市が地域公共交通会議をここの秋ごろに立ち上げるとの報道がされておりました。これは地域のニーズに合った利用の仕方、運行方法を検討するための会議であり、地域住民とバス、タクシー事業者等

が協議をし、どのような形態による運行が望ましいのか、また事業者としてどのような運行が可能なかというものを検討する会議でございまして、秋には立ち上げるというふうな三沢市の状況でございます。

むつ市におきましても、先般6月11日に行政とバス事業者間でこの会議の立ち上げに向けた準備会を開催しております。この準備会では、市の公共交通に対する考えや会議の運営方針等について意見交換をしております。本年8月ごろの設置に向けて準備を進めていくというふうにしたところであります。その中で、鎌田議員ご提案の部分、さらにかつては近場に合った小売店、歩いてお買い物ができる小売店、はっきり言って今は商店街が崩壊をし、そしてタクシーに乗って例えば納豆、豆腐、そういう本当に日々食する食品を買いに行かなければいけない時代、そういうふうになってきているということもやはり基本的な考え方の中に取り入れて、さまざまなバスの利用、非常に有効的な形の中で今後のバスの利用、タクシーのさまざまな利用をこの会議の中で話し合われるというふうにご期待を申し上げているところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 公共交通体系については、市長にも特段のご配慮をいただいて、高齢者に合った、まちづくりに合った体系にさせていただきたいということを要望して、次の質問に移らせていただきます。

2番目の肺炎球菌ワクチン公費助成についてであります。黒石市の「広報くろいし」平成19年7月1日号に、黒石病院白戸糖尿病内分泌内科部長さんが執筆された記事が載せられておりました。それをお話しさせていただきます。「肺炎は、日本人の死因の第4位。ここ数年の死亡率は上昇傾

向にあり、その原因は抗生物質が効かない、効きづらい病原菌（薬剤耐性菌）がふえているためであり、抗生物質が効かずに死亡する人がふえています。肺炎で死亡する人の95%が65歳以上の人であり、むつ市におきましても、先ほど数値が高いと市長が答弁されておりました、「高齢者にとっては、とても怖い病気だと言えます。高齢者、うっ血性心不全などの心疾患や慢性閉塞性肺疾患、糖尿病などの病気を持っている人、抗生物質を繰り返し使用している人では、薬剤耐性菌の危険性が増加します。病原性の高い肺炎球菌による肺炎を防ぐ方法として、肺炎球菌ワクチンの接種があり、肺炎を起こす可能性のある23種類の肺炎球菌に対して免疫をつくることができ、さらに肺炎球菌の中でも抗生物質の効かない耐性菌に対して予防効果が認められています。肺炎球菌ワクチンは、次のような人に勧められています。65歳以上の高齢者、腎不全や肝機能障害のある人、心臓や呼吸器に慢性疾患のある人、糖尿病の人、脾臓摘出などで脾機能不全の方」、この方は保険がきくということです、「などで、早目に一生に1回の肺炎球菌ワクチンを接種し、11月からはインフルエンザワクチンの接種で、より高い肺炎予防効果がある」と寄稿されています。むつ市にありません広報にもこのようなことをお医者様が記事を書かれるということがあれば、市民の皆さんもこの肺炎球菌ワクチンの理解が進むと思いますが、ご提案したいと思います。

また、先ほど市長は外ヶ浜町のこともお話しされました。この外ヶ浜町では、外ヶ浜中央病院の秋山病院長の提案がきっかけだったと伺っております。なぜ70歳からにしたかといいますと、70歳になると急激に体力が落ちてくるということで、外ヶ浜町では70歳からにしたそうでございます。

高齢者の肺炎による医療費であります。入院費や治療費の費用対効果を対比できれば、行政マ

ンの方ですので、すべてご存じだと思います。医療費抑制効果ができ、そして高齢者の大事な、大切な命が守られるのです。

私は、むつ市議会第191回定例会におきましても、高齢者の健康対策として同じような質問をいたしました。そのときの答弁も先ほどの答弁と同じようなところがありますが、今後検討させていただき、全国的な動向を見据えながら、そしてむつ市地域保健協議会の医師の方々のご意見をいただきながら検討してまいりたいと答弁をいただいております。このことにつきまして、市長の思いも含めてご答弁お願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） むつ市議会第191回定例会におきまして、鎌田議員が同様のご質問をなされ、そしてそのような回答をいたしているということでございます。この肺炎球菌ワクチン、この部分におきましては、そのデータ等、接種によります知見、これがちょっと少ないようでございますので、この予防接種法の位置づけについての検討は我が国において有効性、安全性、費用対効果、この研究を進め、さらに知見を収集することが前提となるというふうなことで厚生労働省の中間報告でございます。この部分を踏まえて、今後市といたしましては、まず国においての有効性、そして安全性、こういうふうなものも考え、そして見据えて、そして全国的に実施しております自治体の状況を見きわめるという形の中で対処していきたいと思っております。

ただ、肺炎球菌ワクチンを実施した場合、5,000万円を超えるような多額の公費負担額と。例えばインフルエンザの場合は1,000円が自己負担ですけれども、大体7,000円から8,000円かかりますので、1人当たりの公費負担が6,000円から7,000円くらいということになりまして、65歳以上の平成20年度末の人口が1万5,000人というこ

とで、非常に公費負担もかかるところであります。財政難ということではなくて、そういうところも見据えながら、そして知見を深めるというふうなことで、この場はお許しをいただきたいと。ご提案は真摯に受けとめ、我々自身もこれらの知見を深めていきたいと、こう思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 市長にはよろしく願います。

質問の3の高齢者の方々への支援について要望を1点お願いいたします。介護保険の要介護認定、要支援認定の最初の更新は6カ月で、次からの認定更新については、有効期間とされているのが原則1年、本人の状態によりましては、最長2年程度に延長される方もございます。このような対象者の方々と、担当のケアマネジャーの方は、先ほどご答弁の中にもありましたが、1年、2年で、その時期を逸してしまう場合もございます。そういう点では、行政のほうできちんとチェックを入れていただいて、対象漏れのないように、申請時の忘れなどのないようにお願いしたいと思えます。

その他の件でも、申請により減免や免除、そして自己負担割合や負担限度額が下がる場合がございます。しかし、ご本人が知らずに申請に及ばないことが多いのではないのでしょうか。市民税非課税世帯の入院時減額認定など、別途申請しなければ交付されません。せっかくの支援を受け損ねることになりかねません。これも、例えば病院と協定を結ぶなど、入院時に申請できるよう改善していただきたく、各課連携した行政サービスの確立をお願いいたします、次の質問に入ります。

4番目の、危機管理体制について再度伺います。なぜこのようなことを取り上げたかと申しますと、ゴールデンウィークの5月でありま

した。子供さんを連れ、運動公園らせん滑り台で遊ばせていた方から、「ぐらぐら揺れて心配だ。支柱が大丈夫だろうか。先に市役所に電話したけど、らちが明かない」と少し困惑ぎみの電話を受けました。市民は、すぐ返事をいただきたいと思っているのです。災害や事故だけではなく、すべてにおいて市民の不安に即対応できる体制について再度伺います。また、県内他市の宿直制につきましての状況もお知らせください。

このときの対応といたしまして、私も危険がもしこの休み中という思いがありましたので、知り合いの市役所の職員に直接お電話しましたら、ある部長さんが自ら運動公園のほうに足を運んでいただき、適切な対応をしていただきました。大変ありがとうございました。よろしく願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 時間外、休日、ゴールデンウィークの運動公園での遊具の件のお話がありました。全くその部分におきまして、不適切な対応があったということでございました。まことに遺憾に思うところであります。

この休日時の緊急連絡体制、危機管理の部分、こういう部分は、この鎌田議員のご指摘の案件以降も非常にスムーズにしている場合もあります。また、私にとりましては、若干気がかりな部分もあります。今徹底してその危機管理、休日の部分、そういうふうなことは窓口の対応、粗相のないような形で対応をしており、今後不安感を抱かれることのないような対応をするよう、各部、そしてまた各課、各分庁舎、担当のほうに確実な非常時の連絡体制、この確立により一層努めていきたいと、このように思っております。ご理解をいただきたいし、またさまざまな部分でそういう情報等が入りましたら、役所のほうにご連絡をいただければと思います。

また、県内他市の状況ということでございますけれども、4市が日直業務を委託しております、青森市が3名、黒石市、五所川原市、三沢市がそれぞれ2名の日勤者を配置し、市職員が勤務している5市につきましては、八戸市と平川市が1名、弘前市、十和田市、つがる市が各2名の体制で従事していると聞き及んでおります。この部分におきましても、深夜の災害、それからさまざまな事案に対しましても、現在防災調整監も配置をし、さまざまな部分でそういう確実なネットワークづくり、何か事案が起きたらどういう形でそれが連絡されて、そしてその担当のほうに流れていくのか、危機管理には安全安心をやはり私第一義として考えておりますし、そういうふうなところは、今後充実していきたいと思っておりますので、よろしくご指導もまた、ご協力もいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 最後に要望であります。

いろいろ質問いたしました。これらに限らず、市民の側から見ての事業の仕組み、その一つ一つを改善していただきたいのであります。例えば取るだけ取ると市民が行政を批判する、その不満の大きな原因を取り除いていく努力が不可欠ではないでしょうか。市長におかれましては、秘書広聴監を配置し特段の新体制をとられております。この機能をフルに生かし、市民を中心に据えた市民から見えるガラス張りの市政運営をと願い、要望といたします。

これで今回の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○議長（村中徹也） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。2番澤藤一雄議員。

（2番 澤藤一雄議員登壇）

○2番（澤藤一雄） 大畑町選出の澤藤でございます。平成17年の合併後、初議会の一般質問で1番目に登壇をさせていただきました。そして、今定例会で最後となりますこの議場で最後の登壇者になりますことに、使命の重さを痛感しております。

まず、さきに行われた第39回ミニバスケットボール全国大会において、大阪代表を破って全国制覇をなし遂げた大畑ミニバスケットボール少年団女子チームの近年まれに見る快挙と栄光を祝福し、指導に当たられた先生方並びに母集団、これらの方々を支えられた多くの関係者の方々に心から敬意を表するものでございます。

そして、この22日日曜日、恒例となった大畑海峡サーモンまつりが開催され、小雨が降り肌寒い天候にもかかわらず大勢の家族連れでにぎわいました。とる漁業からつくり育てる漁業へと転換し、20年近い歳月を経て大きなブランドに成長してまいりました。生産者が値段を決める、この販売方式も、漁業者の中に広がっていただきたいと思うのであります。

さて、むつ市の農林水産業主体の地場産業は、外国製品との競争という構造的衰退に加え、打ち続く原油高により、生活に欠かせない灯油やガソリン、そしてまさに地場産業の動力源であります燃料油と資材の高騰へとイカ釣り漁業を初め漁船漁業が成り立たなくなるという死活の問題になってまいりました。石油製品の高騰に引きずられる形で、労働賃金が上がらないまま食料品を初め生

生活用品の高騰が始まったことは、かつての狂乱物価を想起させるものでございます。高度成長期の狂乱物価は、後で賃金も上がりましたが、今度はそうはならないようであります。

さらには、長期金利が上がることで、住宅や教育ローンを抱える家庭では、ますます窮地に追い込まれています。市民皆様方の暮らしがこのように厳しい状況にあるという認識を持ちながら、通告に従って一般質問をいたします。

第1点目の生活保護についてであります。報道によりますと、生活保護受給者が通院に要するバス代や移送費など、いわゆる通院移送費を打ち切るといった内容の通達が国から県や市にあったとあります。生活保護行政を行うのは県や市であります。その費用の4分の3は国が負担しており、国が事実上殺生与奪の権限を持っていると言っても過言ではありません。

この問題は、北海道滝川市で発生した大がかりな不正受給をきっかけに厚生労働省が年金や医療、介護福祉など、いわゆる社会保障費の削減の一環として生活保護受給者を病院に行きづらくさせる意図があるとさえ言われています。社会保険庁や道路特定財源の湯水のような無駄遣いから居酒屋タクシー等々、自らの既得権にはほおかむりをしながら、次々と通知や通達を出して地方自治体を指導する。自らの無駄遣いを上乗せして国民に負担を求めるものと言わざるを得ません。

生活保護制度を県民、市民の最後のセーフティネットとして機能させるために、通院費の支給は不可欠であります。これまでの経過と市の対応についてお伺いいたします。

次は、第2点目の緑の募金についてであります。この募金は、法律に基づいて市長が会長を務める緑化推進委員会が募金を募り、青森県緑化推進委員会を通じて国土緑化推進機構に上納し、そのうちの45%が交付金として還元され、市町村ご

とに事業が行われるほか、国土の緑化、あるいは発展途上国の砂漠化やそれに伴う環境破壊を食い止めるための植樹活動など、国・県レベルで各種事業が展開されており、重要な役割を果たしているものと認識をいたします。

むつ市においては、合併前の旧市町村ごとに募金の方法が異なっており、平成19年度の実績と比較いたしますと、旧むつ市が54万6,000円、旧川内町が9,000円、旧脇野沢村が3万3,000円、旧大畑町が何と旧むつ市の3倍近い149万2,000円あります。なぜこんなに違うのか。旧大畑町では、家庭募金が行われており、街頭募金や職場団体での募金活動のみの旧むつ市や旧川内町及び旧脇野沢村との間に募金額において莫大な差異が生じています。今市民は、特に旧町村部では、仕事がなく若者が定住できないために急激な高齢化と人口減少によってひとり暮らしや高齢者のみの世帯が多くなっており、その多くの世帯が収入は年金のみであります。

私の調査では、大畑地区の3,050世帯のうち90.4%、2,758世帯が募金をし、1世帯当たり平均489円の負担をし、むつ地区は1世帯12円程度になります。介護保険や後期高齢者医療の保険料が年金から天引きされ、社会福祉協議会の会費や赤十字社費及び共同募金、その他各種寄附金等々、町内会という地縁を使った家庭募金はなかなか断れないのが実情であり、結果として強制性が生じるものと思慮されます。

今年度は、川内地区においても家庭募金が行われていると言いますが、灯油やガソリンに始まり食料など生活用品が軒並み高騰している昨今であります。民生安定のためにも市民に負担を強いる家庭募金はやめるべきと思いますことから、市長の決断を求めるものであります。

次に、第3点目の廃棄物の不法投棄についてであります。まず旧脇野沢村による産業廃棄物の

不法投棄の問題が発覚し、県民、市民を指導する、あるいは規制する立場の地方公共団体が行ったことの責任の重大性と今後数億円とも言われるむつ市の財政負担を考えると、市長としても、我々議会としてもまた重大な決意を持ってこの問題に対処すべきものと考えます。この点につきましては、同僚議員が一般質問をいたしましたので、詳しくは申しませんが、財政が厳しいとか、個人に責任が及ぶとかという配慮から、いやしくもむつ市長たるお立場に汚点の残る対応をされることのないようご決意をお聞かせ願います。

市長は、当選以来「まちづくりの主役は市民である」を基本に、今していることが市民のためになっているかとの問い返しをすることで職員に不断の意識改革を求めておられます。このことは、清新な宮下市長らしい、そしてまた地方行政においては永遠のテーマであろうと思うのであります。

さて、5月15日、溪流に捨てられた2トントラック1台分の石油ストーブや布団、ソファ、漁具、おもちゃ、なべ、かま、掃除機、テレビ等々、種々雑多な家庭ごみを発見し、庁舎の担当者に通報いたしました。さらに翌16日、庁舎に出向いて、大雨が予想されるから、川からごみを回収しないと流れてしまって回収が困難になると進言をしました。担当者からは、警察と現地を確認して不法投棄者が判明した、本人は神奈川県に転出した方であるとのことでした。予報どおり、20日の夜から21日朝にかけて雨が降って出水しました。幸いにして、警察官が本人に連絡して、偶然にもこちらに帰っていた本人に大雨の前に回収させることができたようであります。

この間、庁舎としては何の対応もしなかったようであります。このような場合、行政として、まず本人に連絡する、本人がすぐ撤去できない場合は、行政が本人にかわって回収し、費用を負担さ

せる、いわゆる行政代執行などの対応がとられるべきと思います。平成17年度までは、大畑庁舎において監視や通報体制を含む不法投棄防止対策が策定され、監視員の配置、一般市民からの通報、郵便局との通報契約、県との合同パトロール、担当職員による監視等が行われ、通報があれば職員が現場に出向いて場所、投棄者、周囲の状況を確認して、投棄者が判明すれば本人に回収していただく、投棄者がわからない場合は業者委託、あるいは職員が回収するという対応のようでした。今回の対応が適切であったのか、不法投棄に対する基本姿勢はどうか、対応マニュアルはあるのか、職員が不足しているのか。以上、適切でなかったとすれば、なぜ適切な対応ができなかったのかお伺いします。

次に、第4点目の旧大間鉄道橋りょう対策についてであります。大間鉄道の起源は、下北の砂鉄、水産物、林産物資源の輸送及び本州と北海道を直結する国防上の重要地点として大正12年、田名部町長外8名による政府への請願運動に始まると言われます。自来、河野栄蔵県議会議員を初め下北郡の町村長が衆議院及び貴族院議長に請願、そのかいあって、昭和14年二枚橋アーチ橋着工、昭和14年12月6日、国鉄大畑線開通、昭和15年11月、大畑 釣屋浜間が竣工、この年、たこ部屋で死亡する者、逃亡して警察に突き出される者多数、昭和16年12月、大東亜戦争突入、昭和18年12月、戦況悪化により大間鉄道工事中止、昭和20年8月15日、終戦、その後も開通に向けて種々の運動が続けられましたが、ついに開通することなく幻の大間鉄道として現在に至っているのであります。

昭和43年3月、国鉄が大畑 奥戸間を国道279号用地として青森県に払い下げ、昭和48年6月、旧国鉄用地を青森県から大畑町に所有権移転、昭和61年11月、二枚橋町内会が二枚橋アーチ橋撤去要

望、昭和62年6月、大畑町が二枚橋橋りょう撤去の方針で検討、その後歴史遺産として保存したいとの運動もありましたが、老朽化が進み危険であることや、巨額の費用が予想されることから、現在は写真や文書などの記録保存を目指しておられるようであります。この間、周辺住民は鉄橋の老朽化により地震や台風で倒壊するのではないかと恐ろし、冬は凍結により巨大なつららが形成され、寒気が緩めば、つららとともにコンクリートや石が落下してくる、雨が降れば泥流が民家に流れ込むという被害が発生しています。特に建設竣工以来70年になんなんとするこの構築物は、戦前に朝鮮半島から徴用された人々による強制労働によって建設させられたもので、どのような構造なのか、どの程度の強度があるのか、よくわからないといえます。

さらに、地球規模の気候変動により異常寒波や低気圧が異常に発達するいわゆる爆弾低気圧が頻発しています。これら異常気象により老朽化が加速度的に進行していると考えられることから、生命、財産に被害や危険が及ぶ事態を未然に防止するためにも、早急に撤去すべきと思います。市長は、この問題をどのように考え、どのような対策を講じられるのか。安全対策と撤去の見通しについてお伺いいたします。

次に、第5点目のサル対策についてであります。これまでサル対策については何度か一般質問をさせていただきましたが、この4月から市長のご英断で野生動物被害に総合的に対応する鳥獣対策室の新設がなされ、大きな成果を上げつつありますことに敬意を表するものであります。

サルとの共存という主張を耳にします。本当にそんなことができるのか。サルが人間語を理解し、人間が栽培する農作物を食べたいけれども我慢するという自己抑制ができるのであればいざしらずです。下北半島では、ニホンザルが天然記念物、

ニホンカモシカが特別天然記念物であります。さらには、ツキノワグマもその生態把握が難しいことから、一部には生息数が減っており、捕獲の制限をすべきとの声があります。確かにツキノワグマの場合には、農作物に被害を及ぼし、偶発的に遭遇した場合は人的な被害も発生していますから危険な動物として駆除の対象になっています。農作物及び人間に直接的に被害を及ぼす動物との共存は、いろいろ難しい問題はありますが、基本的に人間の居住域と野生動物の居住域とは互いに侵してはならない領域があると考えます。動物が人間の居住域に侵入した場合は駆除の対象になり、人間が山菜とりなどで不用意に動物の領域に入ったときには、動物の側から制裁を受けるかもしれないという緊張関係と覚悟が本来あるべきです。

今日、サルやカモシカが農作物を食べ、国道を横断して人家の庭先を自由に歩くことをもって野生動物との共生であるとか、自然が豊かであることの尺度のように喧伝されることは、えせ自然保護であり、国が無主物として損害保障もせずに野生動物を一方向的に庇護してきたことは、民情を解しない、人と動物を逆転させた学者と役人に迎合する愚民政策と言わざるを得ません。

危険、あるいは人間活動に被害を及ぼす野生動物を絶滅させるのではなく、いかに森林域に封じ込めるか、これが基本であります。野生動物が種を維持していくためには豊かな天然林が必要です。下北の広大な国有林が奥地へ奥地へと林道をつくり、ヒバと広葉樹の天然混交林の乱伐を繰り返して、雨が降るたびに山崩れや土石流を誘発し、川を埋め、海に泥水を垂れ流すことで沿岸漁業に継続的なダメージを与え、環境破壊を続けるのではなく、豊かな天然林を回復させる持続的な森林政策への転換が必要であります。

サル対策は、旧脇野沢村からむつ市が引き継ぎ、この3年の間に県を説き伏せ、国を動かして、よ

うやく農作物に被害を及ぼす群を対象にした本格的な個体数調整、いわゆる捕獲を含む総合的な対策が実施されるようで、農家の皆さんも大きな期待を寄せています。東北農政局からの補助金880万円が人材育成や捕獲機材の購入、生息調査を行うようではありますが、着実な成果を上げていただきたい。

最も効果のある対策は、捕獲だろうと思います。犬猿の仲である犬による追い上げもサルを森林域に封じ込めて、栄養状態を低下させることで間接的に個体数を調節する方策として大きな効果があるものと思います。しかし、追い上げの場合、一方から追えば、別の地域に被害を及ぼすという懸念があります。理想的には、集落のすべてにモンキードッグを配備する必要があると考えます。モンキードッグの現在の状況と今後の配備計画についてお伺いします。

以上、5項目について市長の前向きな答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、生活保護についてのご質問の通院費の取り扱いについてであります。通院交通費の支給については、平成20年2月、北海道で発生した不正受給事件をきっかけに、生活保護受給者が医療機関に受診する際の通院移送費の支給基準を厳格化するため、厚生労働省は平成20年4月1日付、生活保護法による医療扶助運営要領の一部改正及び平成20年4月4日付、医療扶助における移送の給付決定に関する審査等についての通知により、通院交通費の給付範囲が示され、平成20年7月1日から実施する予定でありました。しかし、既に報道等でご承知のとおり、生活保護受給者及び支援団体等から強い批判があり、国に対し、こ

の通知の撤回を求める要請がなされていたところであります。これを受け、平成20年6月10日付で厚生労働省より、「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点」についての通知があり、今回の取り扱いの要点は、移送に必要な最小限度の額というこれまでの基準を変更するものではありませんが、各福祉事務所が局長通知及び課長通知で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査したうえで移送の給付を行うことと示されたところであります。このことから、本市ではこれまで行ってきました給付決定に関する審査に変更が生ずるものではなく、今後においても同様の給付決定を行いたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、緑の募金についてのご質問にお答えいたします。家庭募金は廃止すべきでないかのご提案についてであります。現在私が会長職を務める緑化推進委員会は、むつ地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区の4地区に設置されており、それぞれの地域の実情に即した方針をもとに、緑の少年団への助成や市民への苗木の無料配布、さらには町内会など各種団体の行う緑化推進事業などへの支援をしておるところでございます。

緑の募金運動は、戦後の荒廃した国土に緑を復活させるための国土緑化運動として、昭和25年に緑の羽根募金として始められ、その後平成7年に緑の募金による森林整備等の推進に関する法律が制定され、緑の募金として改めてスタートしたものであり、その活動母体として緑化推進委員会が全国の各市町村に組織され、それぞれの地域で募金活動を通じて緑の大切さの普及啓蒙活動に努めてきたところであります。

当時の大畑町におきましても、緑の募金運動に積極的に参画し、生活環境の緑化や森林整備事業等の推進により郷土の発展に寄与することを目的に、平成9年に大畑町緑化推進委員会が組織され、

これまで植樹活動や緑の少年団の育成事業等を積極的に支援するため家庭募金を展開し、今日に至っております。また、川内地区においても同様の趣旨により家庭募金を行っております。

澤藤議員ご指摘のとおり、社会経済情勢の変化により、市民の暮らしが非常に苦しいとの現状につきましては、私も認識いたしておりますし、募金はあくまでも個人の善意によるべきもので、今後の募金活動の展開に当たっては、地域の方々の総意のもと、個人の過重な負担とならないような方法を検討し、緑化に対する普及啓蒙活動に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の廃棄物の不法投棄につきまして、澤藤議員から脇野沢地区の不適正なごみ処理につきまして壇上からお尋ねがございましたけれども、通告を受けておりませんので、その部分については私のほうからは割愛を、また自席に戻ってお尋ねがありましたら、議長のお許しのもとで答弁をさせていただきますと思います。

次に、3点目の廃棄物の不法投棄についてのご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、不法投棄の防止の強化のため、平成12年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、第25条の不法投棄に係る罰則が5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となるなど厳しい罰則が設けられたところであり、適宜市政だより等により防止を呼びかけてはおりますが、市内においては山間部や空き地等、一部の心ない人による不法投棄が後を絶たない状況にあります。

そこで、ご質問の1点目、不法投棄防止の基本姿勢についてであります。不法投棄に係る通報をいただいた場合、まずは現場を確認し、土地所有者調査のうえ、警察署、県のむつ環境管理事務所などの関連機関や土地所有者へ連絡等を行うことといたしております。

次に、投棄者が判明した場合は、当事者による原状回復、不明の場合は土地所有者や職員及び市の業務委託による回収を基本としております。

さて、今回の大畑町葉研地区における不法投棄ではありますが、澤藤議員自身が「ふるさと環境守人」として環境問題に取り組んでいる中での発見、通報により早期に原状回復をさせていただくことができ、感謝を申し上げるところであります。

大畑庁舎では、澤藤議員からの通報を受け、ただちに警察へ連絡するとともに、合同調査をし、投棄物の中から氏名など、投棄者と思われる物品が発見されたことから、警察へ捜査を依頼し、早期の撤去と原状回復となったところであります。

また、何の対応もしなかったとのことではありますが、投棄者の確定のための警察への協力、判明後の合同による現場の立ち会い、関係部署への連絡に努めたところでありますので、ご理解を賜りたく存じます。

2点目の対応マニュアルがあるのかのご質問ではありますが、不法投棄事案が発生したときは、担当課では1点目で申しあげました対応をすることとしておりますが、文書化したマニュアルはありませんでした。議員ご指摘のマニュアルは、業務を効率的かつ的確に処理するためには必要でありますので、早速作成するよう指示したところでありますので、ご理解を願います。

3点目の職員が不足しているのか、またそのため対応ができなかったのかのご質問ではありますが、決して不足しているとは考えておりません。また、日ごろから職員に対しては誠心誠意、また迅速な対応を求めておりますが、再度強く指示してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

次に、第4点目の旧大間鉄道橋りょう対策についてのご質問にお答えいたします。澤藤議員ご承知のこととは存じますが、この橋りょうは戦前に

国の用地買収に応じた旧地権者の方々から請願を受け、当時の大畑町が昭和48年に買い受けた旧大間鉄道用地の地上物件の一つとして青森県から無償譲渡されたものであります。これら橋りょう等の工作物については、老朽化が著しく、対応に苦慮しているところではありますが、地域住民の方々の安全の確保につきましては、十分配慮しなければならないものと考えております。

昨年7月には、二枚橋地区の民家裏に残された旧大間鉄道の石垣に崩落の危険があるとの通報を受け、担当職員が現地へ赴き補修を講じておりますが、二枚橋橋りょうの危険性については、議員のご指摘により合併後初めて承知し、ただちに現地確認をし、現在その対策を検討するよう指示しているところであります。

最も有効な安全対策であると考えられます橋りょうを撤去することにつきましては、多大な経費を要することが想定されるところでありますので、構造物の強度等に関する調査を実施し、その結果を踏まえて判断させていただきたいと存じます。当面は、危険箇所を監視し、喫緊の事態におきましては、適切な応急処置を講じながら、地域住民の安全が図られるよう万全を期してまいり所存でありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、モンキードッグの配備計画についてのご質問にお答えいたします。第2次特定鳥獣保護管理計画「下北半島のニホンザル」が平成20年4月1日から施行され、この計画に基づき農作物被害などを及ぼす群の個体数調査等を実施するほか、新たな被害対策としてモンキードッグを活用した追い上げ、追い払いなどを実施する予定であります。

まず、全国的なモンキードッグ導入の状況についてではありますが、47都道府県のうち平成20年度導入予定も含めると、青森県を初めとした20県

において、むつ市を含め48市町村であります。導入後の効果につきましては、農作物被害が軽減されていることは澤藤議員ご存じのとおりであります。むつ市では、個体数調整とあわせた対策として、モンキードッグを導入するもので、導入する種類、頭数は、犬種はジャーマンシェパードの雌、名号「ハナ」1歳11カ月と、雄、名号「ゴン太」1歳9カ月の2頭を予定しております。訓練は4月から始め、毎月月曜日の警察犬訓練所での訓練と脇野沢地区での訓練を月1回実施し、パートナーとなる野猿監視員や鳥獣対策室職員との意思疎通を深めているところであります。訓練の進行状況により、前後すると思われませんが、8月上旬までに脇野沢地区に生息している84群、85群を対象に運用を開始したいと考えているところであります。

大畑地区での運用は、I 2群の被害状況等により判断し、対策を講じてまいりたいと考えております。

また、あわせて本年度、京都大学方式の電気柵を大畑二枚橋地区に800メートルと木野部地区の3カ所に150メートルを設置し、農作物被害軽減に努めてまいります。

大畑地区へのモンキードッグの導入につきましては、脇野沢地区の導入効果等の検証と大畑地区に配置している野猿監視員と協議を進め、県、市を含めた対策を平成21年度予算編成までに検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 再質問をさせていただきます。

順序は前後しますが、このモンキードッグの配備についてです。大畑地区には平成21年度予算編成までに検討したいというような答弁でございましたが、サルの場合、こっちから追えばあっちに逃げるといような生き物でございますの

で、ぜひできれば集落全域に行き渡るように、スピード感を持って配備計画をつくっていただきたいと、このように希望します。よろしく願います。

それから、次に二枚橋橋りょうについてですが、非常に大きなもので巨額の費用がかかるというふうに私も考えておりました、これはやはり国策でつくられたものと。事の始まりは地元からの陳情と、先ほども申しましたけれども、下北郡町村長、そして当時の県議会議員こそって地域が要望して、着手はしたけれども、いわゆる国防上の理由等もあって、国策で行ったというような経緯がございます。そして、国鉄が廃止されて、そして県道用地として県に必要な部分を払い下げ、残った部分を地元町村に払い下げたと。恐らく土地の代金としては無料だったようでございますが、ほとんど大した価値もないものの上でこうした構築物が今考えれば膨大な撤去費用を要するというようなことでございまして、これについては国・県の財政的な支援も私は視野に入れて、市長にはいろいろご努力をいただきたい。

そしてまた、先ほどの答弁では安全性を確認しながら、その対処を決めていくという答弁でございましたけれども、いずれ壊れるものでございまして撤去しなければならないと思うのです。ですから、これはやはり市の長期総合計画等に盛り込んで、計画性を持った対応をお願いしたいと、このように思いますが、答弁をよろしく願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この二枚橋橋りょうの国・県への支援の依頼というふうなご発言がございました。これが国策としてという部分は、戦前の動きの中で、歴史的な部分のところではちょっと私も聞き及んだ部分がありますけれども、これが果たして国・県の支援の対象となるものなのかどう

か、これからもちょっと調査をしていかなければいけないなど、こんな思いをしております。

先ほど澤藤議員が、昭和61年に撤去の要望が町内会からあり、昭和62年に大畑町で撤去決定というふうなご発言がございました。これらにつきましても、その事実関係も私承知はいたしておりません。今また担当のほうでも手持ちもありません。そういうふうなところもあわせて調査がやっぱり必要だなという思いをいたしております。

また、私個人的な感想ですけれども、先ほど澤藤議員お話しのように、歴史的な資産だというふうな思いを昨年の11月ごろまでは持っておりました。歴史的構築物と。ただ、澤藤議員から非常に危険であるということを知ったという報告を受けて、ああ、そうなのかと、非常にそういう部分では住民の方々に不安を及ぼしてはいけないということでの監視体制はとっていかなければいけないだろうという話は命じておきました。その部分でご理解をいただければなど、こう思います。

歴史的には、昭和48年のころまでの払い下げの経緯しか私は今の時点で承知はしておりません。その後旧大畑町でどのような意思決定がなされ、そしてどのような措置がなされ、昭和62年に撤去が決定されてから、どうしてここまで至ったのか、こういうもろもろのことを、これも調査をしなければいけない。ただ、現在お住みになっている方々に危険を及ぼさないような形の中で、例えば地震発生の際はどうなっていくのだろうか、水が出たらどうなるのか、そういうふうなところは十分監視を強めていかなければいけないと。私自身もまだ遠目で見ていただけで、歴史的資産というふうな形の中で、現状も私自身把握しておりませんので、早速機会を見て、その周辺等を私も視察をする必要があるというふうな、ただいまそういう程度の認識しか持ち合わせていないところで

ありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 先ほど申し上げました昭和61年に町内会から要望が出て、昭和62年に旧大畑町が撤去の方針で検討というふうなことでござひますので、これはご確認をいただきたいと思ひます。

そして、1つ市長の今の歴史的なご認識のところですけども、やはり運動してきた団体がござひます。この方々のご意向も私確認してあります。確かに歴史遺産としての価値ということも検討された経緯があります。しかし、旧大畑町においても、平成6年でしたか、たしかある議員が一般質問しまして、保存のあり方というふうな一般質問だったと思うのですけれども、そういう機運の盛り上がった時期もござひました。けれども、今実際に運動を進めておられる方々も、金額的に膨大な金額になるだろうと。そこで、現物ではなくて、歴史保存にならざるを得ないだろうというようなご認識のようではござひますので、この辺についてもご確認をいただきたいと。

隣の風間浦村では、観光施設として随分保存をして活用しておられるようではございますけれども、当然その高さも全く違ひますし、危険度が、人家があるなしの問題等もありますので、その辺は市長にはぜひいろいろな角度からご検討をいただいて、先ほど申し上げましたが、いずれ補強をしなければ非常に危険な状況になってきています。補強して永久に残すのだということでないとするれば、いずれにしても撤去はやむなしという状況になるわけですから、その辺は先ほど申しましたが、長期総合計画に入れるなどして、確実な対応をお願い申し上げたいと思ひます。

そして、次に生活保護の件でござひますけれども、国の通達にかかわらず、市長初め担当部署におかれては適切な対応をとられたということに對しまして、感謝を申し上げるものでござひます。

非常に経済環境が旧町村の部分で悪化してあります。介護保険料、あるいは後期高齢者医療の保険料が年金から天引きされる、そういう中で、年金だけで生活している方々が限界に達してあります。ですから、今後は急激にこの生活保護の申請がふえるのではないかとというふうな危惧を私はしております。ぜひ担当部署におかれては、生活相談に意を用いてくださいと、このようにこの件についてもお願いを申し上げておきます。

そして、不法投棄への対応の件でござひますけれども、適切に対応したという答弁でした。本当は私言いたくなかったのですけれども、私電話したときに、職員が迷惑そのものでした。「澤藤です」、こう電話したのです。「うん、うん」って返事ですよ。これ市民に対してする対応ですか。市長、ご感想。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのような対応をしたとは信じたくはありません。しかしながら、そのような対応があったのかどうかも確認しながら、これは厳しく対応していかなければいけないと。常々私は、市職員には、電話一本で、それは六百数十人、市役所を代表する対応になるのだから、十分誠意を持って対応しなければいけないし、迅速性を持って対応しなさいと話をしております。もう就任してから、その部分におきましては、対応を常に話をしているわけでありまして、間もなく1年を繰る中で、そういう対応がなされているということは、私にとりまして心外でありますし、この部分についての対応の仕方、徹底をしていきたいと、こう思ひます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） こんなことは言いたくなかったのです。適切な対応をしたと言うから、私も言わざるを得ない。次の日、16日に行ったときにも、迷惑そうな対応でした。

市長、私前にも申し上げましたが、福祉の向上を願う市民一人一人が市長を選んで職員を雇い、議員に監視させる、これが地方自治でしょう。市長も言うておられます、常に「まちづくりの主役は市民」。本当なのですか、これ。私前の一般質問のときにも、生活保護の対応について、大畑庁舎に生活困窮者が3度生活相談に行っても、門前払いされているのです。私本庁に同行して行って、保護を決定してもらいました。分庁舎の機能、これ果たしているのですか。私警察にも何回も言いました、この不法投棄の件では、警察の署長さん、随分丁寧に対応してくださいました。警察のほうでこの回収させたごみをアックス・グリーンに搬入するまで確認しているのです。

先ほど適切な対応をしたとおっしゃいましたけれども、私が16日の次の日行って話してきました。大雨が予想されているから、回収したほうがいいよと。だけれども、大雨が降った後どうなったのか見にも行っていなかったのですよ。私電話かけたら、泡食って見に行きました。「回収ささっていました」という話です。私も後で現場を見に行きました。一部流れていました。

だから、答弁書でそう書いたのでしょうか。市長、私は適切な対応をしなかったというのであれば、なぜ対応できなかったのかということをお伺いしたのですけれども、適切な対応だというようなことですから、言わせてもらいます。

だから私、市の組織が、あるいは人事配置がおかしいのではないかと思うのです。というのは、分庁舎の、例えば市民生活課の中に本庁のほうの複数課にまたがる事務が入っているのだと思うのです。そのときに、本庁の係から分庁舎の課長たちがその指示を受けて仕事をするとか、あるいは予算的なものの権限がないから、即応できないかというような問題があるのではないですか。

それともう一つは、分庁舎所長は配置されてい

るけれども、分庁舎所長に権限がないというようなことも聞きます。

それから、市長、これは職員の名誉のためにも全部とは言いませんが、旧町村の優秀な人材が本庁に吸収されている、そういう市民の受けとめがあります。本当にそうなのか。答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず適切な対応ということで先ほど私壇上で答弁を申し上げました。これは、あくまでも事案が発生してからの部分で適切な対応、それにふさわしい対応をしたという報告を申し上げたわけでございまして、これはやはり電話での応接の仕方が完全に悪いと。今澤藤議員から、その応接の部分、これは私も常々、先ほどお話ししましたように、六百数十人の職員がいるわけです。その中の1人の電話の応接が六百数十人の代表になるし、そしてまた市役所全体、市行政の代表になるのだから、その部分については応接はしっかり電話があった場合は、「何々課のだれだれです」と名乗り、そしてしっかり対応していかなければいけないよと、応接していかなければいけないよということは常々話しておりますので、そういうふうなことで本日のこの一般質問の中で職員に対しての話も当然各部長、そして所属長等がこの部分はしっかりと下のほうに通達をしなければいけませんし、私も全庁LANの中でよく書いております。その部分を徹底していきたいと、こう思います。

さらに、生活保護の部分での門前払いという表現がございました。門前払いで本庁舎に来て決定したというお話でございましたけれども、門前払いというふうなことも決してあり得ないのではないかと私自身は。やはりそれは親身になって相談を聞き、そしてまた大畑庁舎のほうで門前払いと、これは余り私自身もそう思いたくはないので

すけれども、その部分では説明不足だったのかも
しれません。本庁舎に来て、そしてそれが決定さ
れたと、こういうふうな経緯があるというのも今
初めて聞いたわけですけれども、これは統一した
基準の中で保護決定をしていくわけでありませ
ぬので、分庁舎であろうと本庁舎であろうと、それは
しっかりした基準のもとで保護決定をされていく
という認識をしております。その段階で、分庁舎
のほうで説明不足と、応接の悪さと、そういうふ
うなものがあったならば、これらも今分庁舎所長
からもよく話を聞き、その部分については説明責
任というのはやはり行政にあるわけですので、懇
切丁寧に説明をするよう再度命じていきたいと、
このように思います。

分庁舎所長の権限、それから課の配置、人事配
置等、これについては澤藤議員のご発言の趣旨を
私心の中に秘めて、これからの対応に当たってい
きたいと、こう思います。ご意見としてお伺いし
ておきます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今の生活保護に対する対応の
問題についても、これ一般質問でやらせていただ
きましたけれども、家族3人で1カ月7万円の年
金収入しかない、本人たちは食べるのも食べな
いで、しかも固定資産税とか国保税を払うために、
その金は寄せておいて、ほとんどふらふらするく
らい食べるのに困っている状況の方が、3回相談
に行っているのです。要は市長、説明不足とかな
んとかではなくて、その生活保護の仕組み、業務
の内容、これをわかっていないというように、私
その件については認識をしておきました。これに
ついてはご答弁要りませんけれども、要は事ほど
さように自分のやっている業務が何なのかをきち
っとわかっていないおそれがある。ですから、市
長が言われるように、市民のために働くという基
本に立って、職員がどうすればきちとした市民

サービスができるのか、そういう体制をつくるの
がやはり市長だと思うのです。

私ここで言いたいのは、今格差社会が随分言わ
れています。だけれども、合併してみたら、優秀
な職員がどんどん地域から本庁に引き上げられ
て、先ほど職員の名誉のために全部とは言いま
せんという前提で話しています。ですから、そう
いう人事全体のありようが地域の市民サービス、行
政サービスを低下させているということがあった
とすれば、それは市長の人事権によって地域間格
差が生まれているという論理になるのですよ、市
長。この辺は、もう一度市長のご認識と決意をお
伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員の弁をおかりいた
しますと、優秀な職員が合併してから本庁舎に集
中しているというふうなご発言でございます。決
してそうではないと思うのです。これは、人事交
流によってレベルを上げていくという考え方、こ
のために人事交流をしているのでありまして、優
秀であるとか優秀でない、そういうふうな言葉、
私は澤藤議員のご発言には納得はいたしかねる
ところはあります。これは、人事交流のもとでレ
ベルを上げていくと、共通してレベルを上げてい
くと、そういうことでは、格差を是正している手
法の一つであるというふうなご理解もいただける
のではないかなと、こう思います。

全職員、やはりさまざまな家庭の事情もありま
すので、分庁舎、または本庁舎、さまざまな部分
での配慮も必要であります。しかしながら、やは
り合併して6万5,000人すべての方々のことを考
えるならば、市役所が同じレベルに、職員が同じ
レベルになって同じサービスをしていくというふ
うなことも行政のあり方の一つではないかなと。
それで格差が生じているというのは、私はちょっ
と認はできませんし、職員の格差是正のために

人事の部分ではシャッフルしていくという考え方もできるのではないかと思いますし、かつて職員でありました澤藤議員も、その点をご理解がいただけるのではないかなと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月25日及び26日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明6月25日及び26日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、6月27日は付託議案審議、議案第67号に対する質疑、討論、採決、議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決、議員派遣及び農業委員会委員の推薦を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時00分 散会

